

告 示

埼玉県告示第七百七十四号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年十月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇二四―一三―一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡美里町大字甘粕字向田千百八十九番一外十八筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千百四十二立方メートル